

清算人選任申立書

令和7年5月1日

東京地方裁判所 民事第8部 御中

申立人代理人弁護士 多 湖 章

〒●●●●-●●●●●

東京都●●区●●●●●

申 立 人 ● ● ● ●

〒102-0083

東京都千代田区麹町四丁目3番4号宮ビル4階・5階

多湖・岩田・田村法律事務所（送達場所）

電 話 03（3265）9601

F A X 03（3265）9602

申立人代理人弁護士 多 湖 章

第1 申立の趣旨

〒●●●●-●●●●● 東京都●●区●●●●● 株式会社●●●●●
の清算人の選任を求める。

第2 理 由

1 当事者

- (1) 申立人は、別紙物件目録記載1の土地（甲1。以下「本件土地」という。）を所有する者である。
- (2) 株式会社●●●●●（甲3。以下「相手方」という。）は、別紙物件目録記載2の土地（甲2。以下「本件隣地」という。）を所有する者である。

相手方は、平成3年8月1日株主総会の決議により解散し、平成4年3月31日に清算終了しているところ、当該清算終了当時の唯一の取締役兼代表者たる清算人は、令和2年3月20日に死亡しているため（甲4）、現在は代表者（清算人となる者）が不存在の状況である。

2 筆界確認の必要性

- (1) 申立人は、現在、本件土地を利用しマンション建設を計画し、マンション敷地となる範囲を調査・測量・分筆するため、各隣地との筆界を確定する作業を進めているものの、相手方の代表者が不明のため、本件土地と本件隣地との筆界の立会確認ができず、筆界が確定できない状況である。
- (2) よって、申立人は、別紙図面上のイ点とロ点を結んだ線が、本件土地と本件隣地との筆界（境界）であることの立会確認をしてもらうため、会社法第478条2項に基づき、相手方の清算人の選任を求める次

第である。

3 清算人候補者の推薦

申立人と相手方との間の別件訴訟では、下記弁護士が相手方の特別代理人に選任されて訴訟遂行しており、相手方の実体や本件隣地の状況についても十分に把握しているという特段の事情があるため、本件においても、迅速・円滑な清算人業務遂行の観点から、同弁護士を相手方の清算人として選任されたい（清算人就任については同弁護士の内諾済み）。

記

氏 名 ●●●●（第一東京弁護士会）
事務所名 ●●●法律事務所
住 所 〒●●●●－●●●●● 東京都●●区●●●●●
電 話 03－●●●●●－●●●●●
F A X 03－●●●●●－●●●●●

（疎明方法）

- | | | |
|---|-------|-------------|
| 1 | 甲第1号証 | 全部事項証明書（土地） |
| 2 | 甲第2号証 | 全部事項証明書（土地） |
| 3 | 甲第3号証 | 閉鎖事項全部項証明書 |
| 4 | 甲第4号証 | 住民票の除票 |

（附属書類）

- | | | |
|---|-----------|-----|
| 1 | 申立書副本 | 1通 |
| 2 | 甲号各証写し | 各2通 |
| 3 | 相手方の資格証明書 | 1通 |
| 4 | 訴訟委任状 | 1通 |

以 上